

中山間地域等直接支払制度の検証等の進め方

〈現行制度の評価の考え方〉

中山間地域等直接支払交付金実施要領（抜粋）

第13 交付金交付の評価

- 1 市町村長は集落等の取組状況を評価し、その結果を都道府県知事に報告することとする。
- 2 都道府県知事は市町村長からの報告内容を、中立的な第三者機関において検討し、評価するとともに、その結果を地方農政局長（略）を経由して農村振興局長に報告することとする。
- 3 農村振興局長は都道府県知事の報告を受け、中立的な第三者機関において交付金に係る効果等を検討し、評価するとともに、中山間地域農業をめぐる諸情勢の変化、協定による目標達成に向けての取組を反映した農用地の維持・管理の全体的な実施状況等を踏まえ、5年後に制度全体の見直しを行う。（以下、略）

〈国の第三者機関における検証事項等（案）〉

国の第三者機関（中山間地域等総合対策検討会）において、中山間地域農業をめぐる諸情勢の変化、現行対策の実施状況等の全体的な検証及びこれらを踏まえた17年度以降の対応についての課題の整理を行う。

- ① 中山間地域等をめぐる諸情勢の変化
制度発足時と比べた中山間地域等の農業・農村の状況や役割
- ② 現行対策の実施状況等の全体的な検証
 - ア 協定締結前後の農業生産活動等の変化
 - イ 対象地域、対象農用地、対象行為等についての取組状況
 - ウ 現行対策の成果
- ③ ①及び②を踏まえた17年度以降の対応についての課題の整理